

平成 30 年 11 月

座席シート縫製職種技能実習評価試験の受検に際しての 注意事項について

現在、初級技能実習評価試験の実技試験において、安全衛生の採点項目を設けて、ミシン設備の機械操作が安全に行われていること、治工具の取り扱いが適正に行われていることなどを実技試験の採点対象としております。

この項目は、実習実施機関の方が技能実習実施計画を作成するにあたり、必ず安全衛生作業を第一に教育され、また、現場に於いて徹底指導されていると思います。

しかし、実技試験において始業点検や試し縫いの時に電源を切らずに下糸ボビンを装着、すべり板の装着が行われるといった事例が散見されます。
これは、一つ間違えば労災に繋がるおおきな事故となります。

よって、座席シート縫製職種、自動車シート縫製作業の審査基準にも記載されていますように「安全装置の使用等による安全作業」を十分に修得させて下さい。

実技試験において、前記の例のような危険な行為が認められた場合は、受検の停止、失格となることがありますので、充分、実習生に指導教育を実施して頂くよう、ご連絡もうしあげます。

一般社団法人 日本ソーイング技術研究協会 事務局